



山形県公報

令和2年1月7日(火)
第69号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

○山形県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則……(障がい福祉課) … 1

### 告 示

- 知事指定薬物の指定の失効……(健康福祉企画課) …同
- 種畜証明書の交付……(畜産振興課) … 2
- 道路の区域の変更……(庄内総合支庁建設総務課) …同
- 県道の供用の開始……(同) … 3

### 公 告

○令和2年山形県保育士試験の実施……(子育て支援課) …同

## 規 則

山形県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和2年1月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県規則第1号

#### 山形県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

山形県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則(昭和55年4月県規則第16号)の一部を次のように改正する。

別記様式第21号中「成年被後見人又は被保佐人」を「精神の機能の障がいにより同意又は不同意の意思表示を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」に改める。

#### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の別記様式第21号の規定による用紙でこの規則の施行の際現に残存するものは、所要の措置を講じた上で当分の間使用することができる。

## 告 示

### 山形県告示第1号

山形県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例(平成27年12月県条例第63号。以下「条例」という。)第15条第1項の規定により、次のとおり知事指定薬物の指定が失効した。

令和2年1月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 失効した知事指定薬物の名称
  - (1) メチル=2-[1-(5-フルオロペンチル)-1H-インドール-3-カルボキサミド]-3-フェニルプロパノアート(通称名MP h P-2 2 0 1、MPHP-2 2 0 1)及びその塩類
  - (2) 2-(ピチルアミノ)-1-(4-クロロフェニル)プロパン-1-オン(通称名4-Chloro-N-

butylcathinone) 及びその塩類

(3) 3- [1- (エチルアミノ) シクロヘキシル] フェノール (通称名 3-HO-PCE) 及びその塩類

2 失効の理由

条例第2条第6号に掲げる薬物に指定されたため

3 失効年月日

令和元年12月27日

山形県告示第2号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定により、地方臨時種畜検査に係る種畜証明書を次のとおり交付した。

令和2年1月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 証明書番号       | 家畜の種類 | 品 種     | 名 前                                   | 飼 養 者          |                        |
|-------------|-------|---------|---------------------------------------|----------------|------------------------|
|             |       |         |                                       | 住 所            | 名 称                    |
| 31906990001 | 豚     | ランドレース種 | ルーク サキ ヤ<br>マガタ 3 0001                | 酒田市浜中字八<br>窪 1 | 山形県農業総合研究センター<br>養豚試験場 |
| 31906990002 | 豚     | デュロック種  | フューチャー ユ<br>メサクラエース<br>ヤマガタ 3<br>0009 | 酒田市浜中字八<br>窪 1 | 山形県農業総合研究センター<br>養豚試験場 |
| 31906990003 | 豚     | デュロック種  | ユメサクラエース<br>フューチャー ヤ<br>マガタ 4 0008    | 酒田市浜中字八<br>窪 1 | 山形県農業総合研究センター<br>養豚試験場 |
| 31906990004 | 豚     | バークシャー種 | ドイツシャム キ<br>プリン ヤマガタ<br>1 0003        | 酒田市浜中字八<br>窪 1 | 山形県農業総合研究センター<br>養豚試験場 |

山形県告示第3号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において令和2年1月7日から同月21日まで縦覧に供する。

令和2年1月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 道路の種類 県道

2 路 線 名 余目温海線

3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                          | 旧新の別 | 敷地の幅員               | 延 長     |
|------------------------------|------|---------------------|---------|
| 鶴岡市温海字温海577番1から<br>同 558番1まで | 旧    | 19.0メートル<br>} 7.2   | 189メートル |
| 同 上                          | 新    | 134.7メートル<br>} 13.6 | 同 上     |

## 山形県告示第4号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において令和2年1月7日から同月21日まで縦覧に供する。

令和2年1月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 余目温海線
- 2 供用開始の区間 鶴岡市温海字温海577番1から  
同 558番1まで
- 3 供用開始の期日 令和2年1月7日

## 公 告

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の8第2項の規定により、保育士試験を次のとおり実施する。

令和2年1月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 1 試験の日時及び場所

| 区 分 | 期 日          | 時 間                 | 場 所     |
|-----|--------------|---------------------|---------|
| 筆記  | 令和2年4月18日（土） | 午前10時30分から午後4時30分まで | 別途指定する。 |
|     | 令和2年4月19日（日） | 午前10時から午後4時30分まで    |         |
| 実技  | 令和2年6月28日（日） | 別途指定する。             | 別途指定する。 |

### 2 受験手続

受験申請書を令和2年1月31日（金）までに東京都豊島区高田三丁目19番10号一般社団法人全国保育士養成協議会保育士試験事務センターに簡易書留により提出すること（令和2年1月31日（金）までの消印のあるものに限って受け付ける。）。

### 3 その他

- (1) 令和元年保育士試験受験の手引及び受験申請書の配布を希望する者は、次のいずれかの方法により、令和2年1月20日（月）までに一般社団法人全国保育士養成協議会保育士試験事務センターに請求すること。
  - イ 一般社団法人全国保育士養成協議会保育士試験事務センターのホームページから請求する方法
  - ロ 「手引請求」と朱書きした封筒に、宛先明記の返信用封筒（角形2号）を封入して郵送する方法
- (2) 詳細については、一般社団法人全国保育士養成協議会保育士試験事務センター（電話0120(4194)82）に問い合わせること。

令和2年1月7日印刷  
令和2年1月7日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県